

## 荒井達夫「参議院改革における制度設計の原則」

### 第1原則：制度設計は目的から始まる

制度設計論において、制度の目的を定義せずに手段（権限・選挙制度）を論じることは、論理的に破綻している。参議院改革においては、まず参議院の役割＝存在意義を明確に定義することが不可欠である。

### 第2原則：参議院の役割は行政監視である

二院制の下で、参議院は衆議院と異なる役割を担うべきであり、その最も合理的かつ公共的な役割は「行政監視＝法律執行の監視」である。これは立法府としての国会が、政府に対する制度的監視機能を果たすための中核である。

### 第3原則：権限と独自性は目的に従属する

参議院の権限は、その役割を果たすための手段であり、独自性はその役割の結果として自然に生じるものである。したがって、「権限と独自性のトレードオフ」という発想は制度設計論として誤りである。

### 第4原則：選挙制度は役割に整合すべきである

参議院の選挙制度は、行政監視という役割を果たすにふさわしい構成を実現するものでなければならない。専門性・地域性・任期の長さなど、制度設計の各要素は、役割との整合性を基準に設計されるべきである。

### 第5原則：制度設計論には説明責任が伴う

国会審議において制度設計論を語る学者・専門家は、参議院の役割に対する明確かつ論理的な説明責任を負う。目的論を回避した技術論は、制度改革の実効性を損なうものであり、公共的責任を果たすものとは言えない。

### 第6原則：抽象概念の濫用は制度設計を曇らせる

「独自性」「構造的違い」「トレードオフ」などの抽象概念を、目的論抜きで使用することは、制度設計論の本質を曖昧にし、議論を混迷させる。制度設計においては、明確な目的に基づく具体的な言語が求められる。

### 第7原則：制度設計は実務と理論の架橋である

制度設計論は、机上の理論ではなく、国会の実務に根ざしたものでなければならない。行政監視の実務を理解し、それに基づいた制度設計を行うことが、参議院改革の実効性を担保する唯一の道である。